

能登町建設工事指名競争入札参加者等選定要綱（平成17年能登町告示第15号）新旧対照表

新	旧
<p>(指名競争入札参加者の資格者)</p> <p>第2条 建設工事の指名競争入札に参加することのできる者は、財務規則第100条の規定により準用する<u>財務規則</u>第86条第2項の規定により作成した請負業者有資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）とする。</p> <p>(指名審査委員会)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の委員会の委員は、<u>企画財政課長</u>、総務課長、関係課長等をもって充てる。</p> <p>3 委員会の長は、<u>企画財政課長</u>をもって充て、<u>企画財政課長</u>不在の場合は総務課長がその職務を代理する。</p>	<p>(指名競争入札参加者の資格者)</p> <p>第2条 建設工事の指名競争入札に参加することのできる者は、財務規則第100条の規定により準用する第86条第2項の規定により作成した請負業者有資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）とする。</p> <p>(指名審査委員会)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の委員会の委員は、<u>町参事</u>、総務課長、関係課長等をもって充てる。</p> <p>3 委員会の長は、<u>町参事</u>をもって充て、<u>町参事</u>不在の場合は総務課長がその職務を代理する。</p>
<p>附 則（令和3年3月31日告示第23号）</p> <p>この告示は、令和3年4月1日から施行する。</p>	